

株 主 各 位

熊本県山鹿市鍋田178番地1  
株式会社エスケーホーム  
代表取締役社長 瀬 口 力

## 第18期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第18期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年9月28日（月曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年9月29日（火曜日）午後1時30分
2. 場 所 熊本市中央区花畑町4番18号  
熊本市国際交流会館 4階 第一会議室  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項  
報告事項 第18期（平成26年7月1日から平成27年6月30日まで）事業報告の件  
決議事項  
第1号議案 第18期（平成26年7月1日から平成27年6月30日まで）計算書類承認の件  
第2号議案 定款一部変更の件  
第3号議案 会計監査人選任の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.sk-home.com/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

(平成26年7月1日から  
平成27年6月30日まで)

### I. 会社の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、政府による経済・財政政策の効果等により、企業収益や雇用環境等に改善が見られるなど、緩やかな回復基調が続いている一方で、海外経済の減速懸念が強まっており不透明さが残りました。

住宅業界におきましては、政府による住宅取得支援策の効果等により消費者マインドに一部改善がみられるものの、消費税増税後の反動により、新設住宅着工戸数は低水準で推移しました。また、建築資材や労務費等の建設コストの高止まりが収益を圧迫するなど、総じて厳しい状況が続いております。

このような環境の中、当社は工程管理、品質管理及び原価管理の徹底に努めました。これらにより、引渡し計画は順調に推移したほか、原価率の上昇を一定程度に抑制することができました。

一方で、土地ナビサイト「熊本e土地net」や「くまもと平屋ナビ」、「くまもと実例住宅展示場ナビ」などのターゲット別、セグメント別の集客サイトを随時開設し、多方面から新規見込客の集客を図りました。また、「無印良品の家」のモデルハウスを平成27年4月にオープンし、都市部でのシェア並びに顧客層の拡大に努めました。

この結果、当事業年度におきましては、売上高は3,407,069千円（前年同期比10.4%増）、営業利益は141,990千円（前年同期比22.0%増）、経常利益は203,025千円（前年同期比53.1%増）、当期純利益は119,215千円（前年同期比61.3%増）となりました。

## 事業別売上高

| 事業区分    | 第17期<br>(平成26年6月期) |            | 第18期<br>(平成27年6月期) |            | 前期比増減      |            |
|---------|--------------------|------------|--------------------|------------|------------|------------|
|         | 金額<br>(千円)         | 構成比<br>(%) | 金額<br>(千円)         | 構成比<br>(%) | 金額<br>(千円) | 増減率<br>(%) |
| 建築請負事業  | 2,608,409          | 84.5       | 3,170,345          | 93.0       | 561,935    | 121.5      |
| 不動産販売事業 | 411,863            | 13.4       | 163,034            | 4.8        | △248,829   | 39.6       |
| その他     | 65,951             | 2.1        | 73,690             | 2.2        | 7,738      | 111.7      |
| 合計      | 3,086,224          | 100.0      | 3,407,069          | 100.0      | 320,844    | 110.4      |

### (2) 設備投資の状況

当事業年度において実施した設備投資の総額は73,182千円(土地、無形固定資産を含む)であり、その主なものは、「無印良品の家」のモデルハウスの設置に伴う用地・建物等の取得であります。

### (3) 資金調達の状況

当社は、平成26年8月31日に第三者割当てにより15,000株の新株式を発行し、17,250千円を調達いたしました。また、平成27年3月31日に新株予約権の権利行使により26,000株の新株式を発行し、13,000千円を調達しております。

#### (4) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分           | 第15期<br>(平成24年6月期) | 第16期<br>(平成25年6月期) | 第17期<br>(平成26年6月期) | 第18期<br>(当事業年度)<br>(平成27年6月期) |
|---------------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------------------|
| 売上高(千円)       | 2,752,187          | 2,766,604          | 3,086,224          | 3,407,069                     |
| 経常利益(千円)      | 170,324            | 168,113            | 132,606            | 203,025                       |
| 当期純利益(千円)     | 84,239             | 94,307             | 73,910             | 119,215                       |
| 1株当たり当期純利益(円) | 93.60              | 104.79             | 82.12              | 129.72                        |
| 総資産(千円)       | 1,150,580          | 1,550,530          | 1,650,560          | 1,626,319                     |
| 純資産(千円)       | 517,738            | 612,045            | 685,956            | 835,421                       |
| 1株当たり純資産額(円)  | 575.26             | 680.05             | 762.17             | 887.80                        |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数により算出しております。  
2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております。  
3. 当社は、平成26年5月11日付で1株につき1,000株の株式分割を行っております。第15期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

#### (5) 重要な親会社及び子会社の状況

##### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

##### ② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

##### ③ 親会社等との間の取引に関する事項

イ 親会社等との間の取引をするに当たり当該株式会社の利益を害さないように留意した事項

当社は、親会社等である当社常務取締役瀬口悦子との取引に際しましては、原則として、取引条件が他の顧客との間の同種取引と同様に適正な条件といえるかを確認いたしました。

ロ 当該取引が株式会社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社は、親会社等との取引条件を決定するに当たり、当社の平均的な原価率を基礎として決定していることから、当社取締役会としては、当該取引は当社の利益を害さないものと判断しております。

## (6) 対処すべき課題

住宅業界におきましては、住宅ローン減税拡充等の住宅取得に対する負担軽減策が講じられているものの、消費税増税に伴う駆け込み需要の反動による落ち込みは顕著であり、受注環境は厳しい状況が続いております。

また、中長期的にみると少子高齢化による世帯数の減少や品質向上による住宅の長寿命化、多様化するライフスタイルを反映した住宅取得意識の変化などにより、新設住宅着工戸数は減少傾向が継続することが予想され、企業間の競争は一段と激化すると思われま

す。このような事業環境のもと、市場環境の変化や多様化するお客様のニーズにいち早く対応し、より満足いただける戸建住宅事業を推進するために、以下の課題に取り組んでまいります。

### ①少子高齢化による市場縮小への対応

国立社会保障・人口問題研究所の公表する「日本の世帯数の将来推計」によると、少子高齢化により国内の世帯数は2019年をピークに減少に転じると予想されており、人口・世帯数の減少が今後の住宅着工戸数に大きな影響を与えられま

す。このように住宅需要の減少が予測される中、当社はさらなる企業成長を図るため、従来の熊本県北部及び福岡県大牟田市を中心とした地方展開に加え、熊本県都市部をはじめとした熊本県全域、福岡県・佐賀県等へ営業地域の拡大に努めてまいります。また、都市部において顧客層の拡大を図るため、都市部向けの商品開発、販売に注力してまいります。

### ②コンプライアンス体制の強化

当社の事業は、建築基準法をはじめ、建設業法、都市計画法、住宅の品質確保の促進等に関する法律、建築士法、宅地建物取引業法、個人情報保護法、労働安全衛生法、消費者契約法、景品表示法など様々な法律・法令に関わっております。当社はこれらの法令を遵守し、法的責務を全うするため、社内規程・マニュアルの整備を適宜行うと共に、従業員の研修・勉強会等を通じて意識の向上に努めるなど、コンプライアンス体制の強化に取り組んでまいります。

### ③人材の確保と育成

上記の課題を克服するために優秀な人材を継続的に確保し、育成することが重要であると認識しております。

今後、研修・育成の充実に取り組み、組織を構成する一人ひとりの業務に対するレベルアップを図るとともに、当社の経営理念及び役職員の行動規範を理解した責任ある人材の育成を行います。

(7) 主要な事業内容（平成27年6月30日現在）

当社は、熊本県北部及び福岡県南部を中心に、注文住宅及び建築請負の企画、設計、施工、監理を主な事業内容とする戸建住宅事業を行っております。

当社は、主要顧客層を25歳から45歳の第一次取得者層に設定し、設計自由度に優れた低価格住宅「テラーメイドの家」と、「永く使える、変えられる」をコンセプトとし、長期優良住宅認定制度に標準で対応した「無印良品の家」を提供しております。

(8) 主要な営業所（平成27年6月30日現在）

本 社 熊本県山鹿市鍋田178番地1

エスケーホーム 住まいP L A Z A（下通店） 熊本市中央区手取本町四丁目4番5号

(9) 使用人の状況（平成27年6月30日現在）

| 使用人数   | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|--------|-----------|-------|--------|
| 75(9)名 | △1(-)名    | 29.8歳 | 4.0年   |

(注) 使用人数は就業人員であり、パート社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先の状況（平成27年6月30日現在）

該当事項はありません。

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## II. 会社の株式に関する事項

### 株式の状況（平成27年6月30日現在）

(1) 発行可能株式総数 2,000,000株

(2) 発行済株式の総数 941,000株

(注) 当社は、平成26年8月31日を払込期日とする第三者割当増資を行っております。  
また、平成27年3月31日に新株予約権が行使されております。これらにより、発行済株式の総数は41,000株増加し、941,000株となっております。

(3) 株主数 6名

### (4) 大株主

| 株主名                                   | 持株数      | 持株比率  |
|---------------------------------------|----------|-------|
| 瀬口力                                   | 570,000株 | 60.6% |
| 瀬口悦子                                  | 290,000  | 30.8  |
| 瀬口瑞恵                                  | 40,000   | 4.3   |
| エスケーホーム従業員持株会                         | 15,000   | 1.6   |
| J A I C - みやざき太陽1号投資事業<br>有 限 責 任 組 合 | 14,000   | 1.5   |
| 日本アジア投資株式会社                           | 12,000   | 1.3   |

### (5) その他株式に関する重要な事項

当社は、平成27年7月3日付で証券会員制法人福岡証券取引所から上場承認を受け、平成27年8月5日にQボード市場に上場いたしました。

株式上場にあたり、平成27年7月3日及び平成27年7月14日の取締役会において、公募による募集株式の発行を決議し、平成27年8月4日に払込が完了いたしました。この結果、普通株式が150,000株増加し、発行済株式の総数は1,091,000株となりました。

### Ⅲ. 新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

|                        |                     | 第 2 回 新 株 予 約 権                          |
|------------------------|---------------------|------------------------------------------|
| 発 行 決 議 日              |                     | 平成26年6月20日                               |
| 新 株 予 約 権 の 数          |                     | 5個                                       |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |                     | 普通株式 5,000株<br>(新株予約権1個につき1,000株)        |
| 新 株 予 約 権 の 払 込 金 額    |                     | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                      |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |                     | 新株予約権1個当たり 1,150,000円<br>(1株当たり 1,150円)  |
| 権 利 行 使 期 間            |                     | 平成28年7月1日から<br>平成38年6月30日まで              |
| 行 使 の 条 件              |                     | (注)                                      |
| 役 員 の 保 有 状 況          | 取 締 役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数 5個<br>目的となる株式数 5,000株<br>保有者数 1名 |
|                        | 社 外 取 締 役           | 新株予約権の数 一個<br>目的となる株式数 一株<br>保有者数 一名     |
|                        | 監 査 役               | 新株予約権の数 一個<br>目的となる株式数 一株<br>保有者数 一名     |

(注) 当社は割当てを受けた役員との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として割当てを受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。



#### IV. 会社役員 の 状況

##### (1) 取締役及び監査役の状況 (平成27年6月30日現在)

| 会社における地位 | 氏名   | 担当及び重要な兼職の状況         |
|----------|------|----------------------|
| 代表取締役社長  | 瀬口力  |                      |
| 常務取締役    | 瀬口悦子 | 営業部長、建築部管掌           |
| 取締役      | 山崎和範 | 管理部長、品質管理メンテナンス室管掌   |
| 取締役      | 松村伸也 | K&Pパートナーズ株式会社代表取締役社長 |
| 取締役      | 西村信男 | 西村信男税理士事務所長          |
| 常勤監査役    | 櫻井昭生 |                      |
| 監査役      | 古田哲朗 | ふるた法律事務所代表弁護士        |
| 監査役      | 永野隆  | 永野公認会計士事務所長          |

- (注) 1. 取締役松村伸也氏及び取締役西村信男氏は、社外取締役であります。
2. 監査役は、全員社外監査役であります。
3. 常勤監査役櫻井昭生氏及び監査役永野 隆氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・常勤監査役櫻井昭生氏は、長年にわたりソニー株式会社に在籍し、会社経営及び監査役としての豊富な経験を有しております。
  - ・監査役永野 隆氏は、公認会計士の資格を有しております。
4. 平成27年1月9日開催の臨時株主総会において、西村信男氏が取締役に、永野 隆氏が監査役に新たに選任され、それぞれ就任いたしました。
5. 取締役の担当を以下のとおり変更しております。
- ・平成26年9月1日付で常務取締役瀬口悦子氏は、建築部管掌役員に就任いたしました。
  - ・平成27年1月1日付で取締役山崎和範氏は、品質管理メンテナンス室管掌役員に就任いたしました。
6. 当社は、平成27年8月5日の上場に伴い、取締役松村伸也氏並びに取締役西村信男氏及び監査役全員を福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## (2) 取締役及び監査役の報酬等

### イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分                | 員 数        | 報 酬 等 の 額            |
|--------------------|------------|----------------------|
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 5名<br>(2名) | 100,000千円<br>(2,200) |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 3名<br>(3名) | 8,878<br>(8,878)     |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 8名<br>(5名) | 108,878<br>(11,078)  |

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
2. 取締役の報酬限度額は、平成25年6月17日開催の臨時株主総会において、年額200,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。  
3. 監査役の報酬限度額は、平成27年1月9日開催の臨時株主総会において、年額20,000千円以内と決議いただいております。

### ロ. 当事業年度に支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

### ハ. 社外役員が親会社又は子会社等から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

## (3) 社外役員に関する事項

### イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役松村伸也氏は、K&Pパートナーズ株式会社の代表取締役社長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役西村信男氏は、西村信男税理士事務所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役古田哲朗氏は、ふるた法律事務所代表弁護士であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役永野隆氏は、永野公認会計士事務所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

|     |      | 出席状況及び発言状況                                                                                                      |
|-----|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 | 松村伸也 | 当事業年度に開催された取締役会20回全てに出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。                                                |
| 取締役 | 西村信男 | 平成27年1月9日就任以降、当事業年度に開催された取締役会11回全てに出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。                                  |
| 監査役 | 櫻井昭生 | 当事業年度に開催された取締役会20回、監査役協議会8回及び監査役会8回全てに出席し、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性について適切な発言を行うとともに、常勤監査役の立場から監査役会を主導し、監査役監査を実施しております。 |
| 監査役 | 古田哲朗 | 当事業年度に開催された取締役会20回中19回、監査役協議会8回及び監査役会8回全てに出席し、弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。                                       |
| 監査役 | 永野隆  | 平成27年1月9日就任以降、当事業年度に開催された取締役会11回及び監査役会8回全てに出席し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。                                    |

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。

## V. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

### 1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

#### (1) 企業統治

- ① 取締役会は、法令、定款、株主総会決議、取締役会規程及びその他の社内規程に従い、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督します。
- ② 取締役は取締役会の決定した職務に基づき、法令、定款、取締役会決議その他の社内規程に従い、当社の業務を執行します。
- ③ 監査役は、法令が定める権限を行使するとともに、監査法人と連携して、「監査役監査基準」に則り、取締役の職務執行の適正性について監査します。

#### (2) コンプライアンス

当社は、「エスケーホーム行動規範」を制定し、役職員はこれを遵守します。また、コンプライアンスに関する教育・研修を実施するほか、内部通報制度を整備してコンプライアンス体制の充実に努めます。

#### (3) 財務報告の信頼性確保

当社は、「経理規程」、「販売管理規程」、「購買管理規程」その他社内規程を整備するとともに、会計基準その他関連する諸法令を遵守して、財務報告の信頼性を確保するための体制の充実に努めます。

#### (4) 内部監査

内部監査は、業務全般に関して法令、定款及び社内規程の遵守状況、職務の執行の手續及び内容の妥当性等について定期的に実施し、代表取締役社長、管掌取締役、常勤監査役及び監査の対象となる部門の長に報告します。また、内部監査は、これにより判明した指摘事項の改善状況について、継続して実施します。

### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

情報の保存・管理について、株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書のほか職務執行に係る重要な情報が記載された文書（電磁的記録を含む。以下同じ）を、関連資料とともに「文書管理規程」その他の社内規程の定めるところに従い、適切に保存し、管理します。

また、情報の閲覧については、当社の取締役及び監査役がいつでもこれらの情報を閲覧することができる体制を整備します。

### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理が経営の重要課題であることを認識し、コンプライアンスリスク、情報セキュリティリスク、災害リスク、信用リスク、技術に関するリスク、その他様々なリスクを未然に防止するため、取締役会及び経営会議に連絡・報告する体制を整備します。

また、リスク管理規程を整備し、不測の事態に迅速に対応できる体制の構築に努めます。

### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

#### (1) 取締役会、経営会議

① 取締役会は取締役会規程に基づき毎月開催し、重要事項及び法定事項について意思決定を行うとともに、各取締役からその業務執行に関する報告を3ヶ月に1回以上受けることで、職務執行状況を監督します。

② 代表取締役社長の経営統制のための協議機関として経営会議を設置し、経営方針、その他経営に関する重要事項について協議するとともに、経営情報を可能な限り共有し、取締役の職務執行の効率性及び実効性の向上を図ります。

#### (2) 担当役員制

① 当社は、意思決定の迅速化と責任の明確化のため、取締役会の決定により、部門ごとに担当役員を定めます。

② 各担当役員の権限と責任は、取締役会で決定するもののほか、職務権限規程及び業務分掌規程により明確にし、効率のかつ透明性の高い職務の執行に努めます。

#### (3) 職務権限・責任の明確化

適正かつ効率的な職務の執行を確保するため、「業務分掌規程」、「稟議規程」等、各種社内規程を整備し、各役職者の権限及び責任の明確化を図るものとし、自己の担当事業領域に関する業務目標・業務改善の達成を通じて企業価値の創出・向上に努めます。業務執行にあたって、各々の職務を遂行するに際して、自らと指揮命令関係にない他の担当役員の担当事業領域に影響を及ぼす場合には、当該取締役と協議の上、当社にとって客観的に最適な選択肢を追求することを原則とし、必要に応じて代表取締役社長の決定を仰ぐシステムを講じます。

### 5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役は、使用人に監査業務に必要な事項を指示することができるものとします。使用人は、監査役の指示のもと、自ら、あるいは、関連部門と連携して、監査の対象となる事項の調査・分析・報告を行い、必要に応じて監査役を補助します。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項及び使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項
- (1) 監査役の求めに応じた使用人の設置  
監査役が取締役から独立した監査役の職務を補助する使用人を置くことを求めた場合には取締役はこれに応じます。
- (2) 当該使用人の取締役からの独立  
監査役より、監査業務に必要な指示を受けた使用人はその指示に関して、取締役の指揮命令を受けないものとします。
7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- (1) 会議体への出席  
監査役は、取締役会のほか、経営会議、各種社内委員会、その他の重要会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、関係資料を閲覧します。
- (2) 取締役の報告義務  
取締役は、法令が定める事項のほか、定期的に、自己の職務執行の状況を監査役に報告するものとします。
- (3) 使用人による報告  
使用人は、監査役に対して、次に掲げる事項を直接報告することができます。
- ① 当社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実  
② 重大な法令又は定款違反その他不正行為に関する事実
8. 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
取締役及び使用人からの監査役への通報については、法令等に従い通報内容を秘密として保持するとともに、当該通報者に対する不利益な取り扱いを禁止します。
9. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する方針に関する事項  
当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等を請求したときは、担当部門において必要でないと思われた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。

10. その他監査役の監査が実質的に行われることを確保するための体制

(1) 意見聴取の実施

監査役は、監査人と定期的に意見交換会を開催するとともに、適宜、代表取締役社長、取締役及び重要な使用人から業務執行の状況に関する意見聴取を実施します。

(2) 内部監査の機能を有する部門と監査役との連携

内部監査の機能を有する部門は、監査役との間で、各事業年度における内部監査計画を協議するとともに、定期的に会合を持ち、内部監査結果及び指摘・提言事項等について協議及び意見交換をするなど、密接な情報交換及び連携を図ります。

(3) 外部専門家の起用

監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士、その他の外部専門家を独自に起用します。

VI. 業務の適正を確保するための体制の運用状況（平成27年5月1日から平成27年6月30日）

当社では、上記に記載した内部統制システムを整備しておりますが、その基本方針に基づき、以下の具体的な取り組みを行っております。

1. 代表取締役社長以下取締役、監査役をメンバーとした取締役会を3回開催したほか、代表取締役社長の経営統制のための協議機関である経営会議を2回開催し、営業状況やその他各業務全般の執行状況の把握を行っております。
2. 監査役、監査人と及び社長室は定期的な会合を持ち、情報の交換を行っております。

## 貸借対照表

(平成27年6月30日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額              | 科 目              | 金 額              |
|-----------------|------------------|------------------|------------------|
| (資産の部)          |                  | (負債の部)           |                  |
| <b>流動資産</b>     | <b>1,406,504</b> | <b>流動負債</b>      | <b>681,230</b>   |
| 現金及び預金          | 934,052          | 工事未払金            | 181,264          |
| 完成工事未収入金        | 1,423            | 未払金              | 74,631           |
| 売掛金             | 1,032            | 未払費用             | 30,660           |
| 未成工事支出金         | 142,497          | 未払消費税等           | 44,757           |
| 販売用不動産          | 114,822          | 未払法人税等           | 62,838           |
| 仕掛販売用不動産        | 79,672           | 未成工事受入金          | 214,661          |
| 原材料及び貯蔵品        | 2,990            | 前受金              | 9,358            |
| 前渡金             | 1,500            | 預り金              | 61,733           |
| 前払費用            | 13,463           | 賞与引当金            | 1,210            |
| 繰延税金資産          | 7,684            | その他の             | 114              |
| 短期貸付金           | 92,016           | <b>固定負債</b>      | <b>109,666</b>   |
| その他             | 15,348           | 退職給付引当金          | 761              |
| <b>固定資産</b>     | <b>219,814</b>   | 役員退職慰労引当金        | 73,978           |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>150,502</b>   | 完成工事補償引当金        | 34,927           |
| 建物              | 86,624           | <b>負債合計</b>      | <b>790,897</b>   |
| 構築物             | 5,631            | (純資産の部)          |                  |
| 車両運搬具           | 5,977            | <b>株主資本</b>      | <b>835,421</b>   |
| 工具器具備品          | 6,134            | 資本金              | 123,750          |
| 土地              | 46,134           | 資本剰余金            | 6,500            |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>7,059</b>     | 資本準備金            | 6,500            |
| ソフトウェア          | 6,834            | 利益剰余金            | 705,171          |
| その他             | 225              | 利益準備金            | 30,000           |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>62,252</b>    | その他利益剰余金         | 675,171          |
| 出資金             | 100              | 繰越利益剰余金          | 675,171          |
| 長期前払費用          | 26,735           | <b>純資産合計</b>     | <b>835,421</b>   |
| 繰延税金資産          | 11,599           | <b>負債及び純資産合計</b> | <b>1,626,319</b> |
| その他             | 26,646           |                  |                  |
| 貸倒引当金           | △2,828           |                  |                  |
| <b>資産合計</b>     | <b>1,626,319</b> |                  |                  |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。



## 損益計算書

(自平成26年7月1日 至平成27年6月30日)

(単位：千円)

| 科 目                 | 金         | 額         |
|---------------------|-----------|-----------|
| 売 上 高               |           |           |
| 完成工事高               | 3,170,345 |           |
| 不動産売上高              | 163,034   |           |
| その他売上高              | 73,690    | 3,407,069 |
| 売 上 原 価             |           |           |
| 完成工事原価              | 2,427,696 |           |
| 不動産売上原価             | 160,435   | 2,588,132 |
| 売 上 総 利 益           |           | 818,936   |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 |           | 676,945   |
| 営 業 利 益             |           | 141,990   |
| 営 業 外 収 益           |           |           |
| 受取利息                | 327       |           |
| 受取配当金               | 2         |           |
| 受取手数料               | 25,259    |           |
| 保険解約返戻金             | 32,983    |           |
| その他                 | 3,648     | 62,220    |
| 営 業 外 費 用           |           |           |
| 株式交付費               | 216       |           |
| 損害賠償金               | 886       |           |
| その他                 | 82        | 1,186     |
| 経 常 利 益             |           | 203,025   |
| 特 別 利 益             |           |           |
| 固定資産売却益             | 2,270     | 2,270     |
| 特 別 損 失             |           |           |
| 固定資産除却損             | 602       | 602       |
| 税 引 前 当 期 純 利 益     |           | 204,694   |
| 法人税、住民税及び事業税        | 84,518    |           |
| 法人税等調整額             | 961       | 85,479    |
| 当 期 純 利 益           |           | 119,215   |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(自平成26年7月1日 至平成27年6月30日)

(単位：千円)

|                 | 株主資本    |       |             |        |                             |             |            |           |
|-----------------|---------|-------|-------------|--------|-----------------------------|-------------|------------|-----------|
|                 | 資本金     | 資本剰余金 |             | 利益剰余金  |                             |             | 株主資本<br>合計 | 純資産<br>合計 |
|                 |         | 資本準備金 | 資本剰余金<br>合計 | 利益準備金  | その他利<br>益剰余金<br>繰越利益<br>剰余金 | 利益剰余金<br>合計 |            |           |
| 当 期 首 残 高       | 100,000 | -     | -           | 30,000 | 555,956                     | 585,956     | 685,956    | 685,956   |
| 事業年度中の変動額       |         |       |             |        |                             |             |            |           |
| 新 株 の 発 行       | 23,750  | 6,500 | 6,500       |        |                             |             | 30,250     | 30,250    |
| 当 期 純 利 益       |         |       |             |        | 119,215                     | 119,215     | 119,215    | 119,215   |
| 事業年度中の<br>変動額合計 | 23,750  | 6,500 | 6,500       | -      | 119,215                     | 119,215     | 149,465    | 149,465   |
| 当 期 末 残 高       | 123,750 | 6,500 | 6,500       | 30,000 | 675,171                     | 705,171     | 835,421    | 835,421   |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ① 未成工事支出金、販売用不動産、仕掛販売用不動産  
個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。
- ② 原材料及び貯蔵品  
総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く）  
定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

|        |        |
|--------|--------|
| 建物     | 7年～50年 |
| 車両運搬具  | 2年～6年  |
| 工具器具備品 | 3年～20年 |

- ② 無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウエア

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

#### (3) 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

#### (4) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金  
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金  
従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。
- ③ 退職給付引当金  
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における自己都合要支給額を計上しております。
- ④ 役員退職慰労引当金  
役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づき当事業年度末における要支給総額を計上しております。

⑤ 完成工事補償引当金

建築物の瑕疵による損失及び補償サービス費用を補填するため、過去の完成工事に係る補修費等の実績を基準として算定した発生見込額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価

工期のごく短いもの等については工事完成基準を適用し、その他の工事で当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を適用しております。

(6) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

（損益計算書関係）

前事業年度において、独立掲記しておりました「営業外収益」の「受取保険金」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「営業外収益」の「その他」に含めて表示しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 90,803千円

(2) 保証債務

住宅ローン利用者に対する金融機関の融資について保証を行っております。（住宅ローン実行までの金融機関からのつなぎ融資に対する保証）

|                |          |
|----------------|----------|
| 住宅ローン利用者に対する保証 | 68,300千円 |
| 計              | 68,300千円 |

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式 941,000株

（注）普通株式の発行済株式総数の増加41,000株は、第三者割当による新株の発行による増加15,000株及び新株予約権の権利行使による新株の発行による増加26,000株であります。

## 5. 税効果会計に関する注記

### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| 繰延税金資産    |           |
|-----------|-----------|
| 未払事業税     | 4,049千円   |
| 棚卸資産評価減   | 4,061千円   |
| 賞与引当金     | 397千円     |
| 完成工事補償引当金 | 11,273千円  |
| 退職給付引当金   | 244千円     |
| 役員退職慰労引当金 | 23,717千円  |
| 減損損失      | 2,625千円   |
| その他       | 1,645千円   |
| 繰延税金資産小計  | 48,013千円  |
| 評価性引当額    | △28,730千円 |
| 繰延税金資産合計  | 19,283千円  |

### (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

|                      |       |
|----------------------|-------|
| 法定実効税率               | 35.4% |
| (調整)                 |       |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目   | 2.9%  |
| 住民税均等割               | 0.2%  |
| 留保金課税                | 3.5%  |
| 所得拡大促進税制による税額控除      | △2.7% |
| 税率変更による期末繰延税金資産の減額修正 | 0.8%  |
| その他                  | 1.7%  |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率    | 41.8% |

### (3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の35.4%から平成27年7月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については32.8%に、平成28年7月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.1%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額は1,608千円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

## 6. リースにより使用する固定資産に関する注記

該当事項はありません。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年6月30日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりますが、重要性が乏しいため記載を省略しております。

## 7. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

営業取引に係る運転資金や設備投資の資金については自己資本を充当し、銀行借入等による調達は行っておりません。余資は今後の事業投資に備え、主に安全性の高い金融資産で運用しております。また、デリバティブは行わない方針であります。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である完成工事未収入金及び売掛金、及び短期貸付金は、顧客の信用リスクに晒されております。

完成工事未収入金、売掛金及び短期貸付金に対する信用リスクに対しては、当社の与信管理方針に沿ってリスク低減を図り、定期的なモニタリングを実施しております。

営業債務である工事未払金及び未払金は、すべて1年以内の支払期日であります。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

当事業年度の末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

|                            | 貸借対照表計上額  | 時 価       | 差 額 |
|----------------------------|-----------|-----------|-----|
| (1) 現金及び預金                 | 934,052   | 934,052   | —   |
| (2) 完成工事未収入金               | 1,423     | 1,423     | —   |
| (3) 売 掛 金                  | 1,032     | 1,032     | —   |
| (4) 短期貸付金                  | 92,016    | 92,016    | —   |
| (5) 投資その他の資産<br>その他(長期性預金) | 10,000    | 10,000    | —   |
| (6) 工事未払金                  | (181,264) | (181,264) | —   |
| (7) 未 払 金                  | (74,631)  | (74,631)  | —   |

(※) 負債に計上されているものについては、( )で示しております。

(注) 金融商品の時価の算定方法

#### (1) 現金及び預金、(2) 完成工事未収入金、(3) 売掛金、(4) 短期貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資その他の資産その他（長期性預金）

投資その他の資産その他（長期性預金）の時価について、同様の契約を行った場合に想定される利率と契約利率が近似していることから、時価は当該帳簿価額によっております。

(6) 工事未払金、(7) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## 8. 関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

| 種類            | 会社等の名称<br>又は氏名 | 議決権等の所有<br>(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引内容          | 取引金額<br>(千円) | 科目 | 期末残高<br>(千円) |
|---------------|----------------|--------------------|-----------|---------------|--------------|----|--------------|
| 役員及び<br>その近親者 | 瀬口悦子           | 被所有<br>直接30.8%     | 当社常務取締役   | 住宅建設工<br>事の請負 | 27,621       | -  | -            |

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 住宅建設工事の請負価格については、当社の平均的な原価率を勘案して交渉の上決定しております。
2. 取引金額には消費税等は含まれておりません。

## 9. 1株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 887円80銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 129円72銭 |

## 10. 重要な後発事象

平成27年7月3日及び平成27年7月14日開催の取締役会において、下記のとおり新株式の発行を決議し、平成27年8月4日に払込が完了いたしました。

この結果、資本金は178,950千円、発行済株式総数は1,091,000株となっております。

- 募集方法：一般募集（ブックビルディング方式による募集）
- 発行する株式の種類及び数：普通株式 150,000株
- 発行価格：1株につき 800円  
一般募集はこの価格にて行いました。
- 引受価額：1株につき 736円  
この価額は当社が引受人より1株当たりの新株式払込金として受取った金額であります。  
なお、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- 払込金額：1株につき 629円  
この金額は会社法上の払込金額であり、平成27年7月14日開催の取締役会において決定された金額であります。
- 資本組入額：1株につき 368円
- 発行価額の総額： 120,000千円
- 資本組入額の総額： 55,200千円

- (9) 払込金額の総額： 110,400千円
- (10) 払込期日：平成27年8月4日
- (11) 資金の使途：平成28年6月期以降に展開を予定する「長期見学用住宅（1年程度見学会場として活用した後、建売住宅として販売する住宅のこと。）」建設に係る土地、建物建築等の費用（運転資金）に全額充当する予定であります。なお、上記調達資金につきましては、具体的な充当時期までは安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。



## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年7月1日から平成27年6月30日までの第18期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、社長室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書につき検討を加えました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

平成27年8月12日

株式会社エスケーホーム 監査役会

常勤監査役 櫻井 昭生 ⑩  
(社外監査役)

監査役 古田 哲朗 ⑩  
(社外監査役)

監査役 永野 隆 ⑩  
(社外監査役)

以上

## 株主総会参考書類

**第1号議案** 第18期（平成26年7月1日から平成27年6月30日まで）計算書類承認の件  
会社法第438条第2項に基づき、当社第18期の計算書類のご承認をお願いするものであります。

議案の内容は、提供書面16頁から24頁までに記載のとおりであります。

なお、取締役会といたしましては、計算書類が法令及び定款に従い、会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと判断しております。

**第2号議案** 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

#### (1) 現行定款第1条（商号）の変更

従来商号の英文表記を定めていなかったものを現行定款第1条に新たに規定するものであります。

#### (2) 現行定款第4条（機関）の変更

当社は、会社法第2条第6号に定める大会社には該当しませんが、同法の規定に基づく会計監査人を設置することで、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、会計監査人に関する規定を新設するものであります。

#### (3) 変更案第11条（自己株式の取得）の新設

会社法第165条第2項の規定により、定款の定めに基づいて取締役会決議による自己の株式の取得が認められておりますので、機動的な資本政策を遂行できるように、自己の株式の取得に関する規定を新設するものであります。

#### (4) 変更案第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の新設

インターネットの普及に鑑み、法務省令に定めるところに従い、株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供できるようにするための規定を新設するものであります。

#### (5) 現行定款第16条（議事録）の削除

本条項は、会社法施行規則第72条の定めにより、株式会社に適用されている条項であり、現状では定款に記載する必要がない条項であるため、現行定款第16条（議事録）の削除をするものであります。

#### (6) 現行定款第24条（取締役会の議事録）の削除

本条項は、会社法第369条第3項の定めにより、株式会社に適用されている条項であり、現状では定款に記載する必要がない条項であるため、現行定款第24条（取締役会の議事録）の削除をするものであります。

- (7) 現行定款第27条（取締役の責任免除）の変更  
 会社法の改正に伴い、責任限定契約を締結できる取締役の条件に変更が生じたため、現行法に則り、本条項を変更するものであります。  
 なお、本変更については各監査役の同意を得ております。
- (8) 現行定款第35条（監査役の責任免除）の変更  
 会社法の改正に伴い、責任限定契約を締結できる監査役の条件に変更が生じたため、現行法に則り、本条項を変更するものであります。
- (9) 変更案第6章（会計監査人）の新設  
 現行定款第4条（機関）の変更が承認可決されることを条件に、会計監査人が職務の執行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするための規定を新設するものであります。
- (10) その他  
 上記の変更に伴い、条数の繰り下げ等を行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

| 現 行 定 款                                                                          | 変 更 案                                                                                        |
|----------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| (商号)<br>第1条 当社は、株式会社エスケーホームと称する。                                                 | (商号)<br>第1条 当社は、株式会社エスケーホームと称し、 <u>英文では、SK home Co.,Ltd.と表示する。</u>                           |
| 第2条～第3条（条文省略）                                                                    | 第2条～第3条（現行どおり）                                                                               |
| (機関)<br>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。<br>(1) 取締役会<br>(2) 監査役<br>(3) 監査役会<br>(新設) | (機関)<br>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。<br>(1) 取締役会<br>(2) 監査役<br>(3) 監査役会<br><u>(4) 会計監査人</u> |
| 第5条～第10条（条文省略）                                                                   | 第5条～第10条（現行どおり）                                                                              |

| 現 行 定 款                                                                                                          | 変 更 案                                                                                                                                                                  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新設)                                                                                                             | <u>(自己株式の取得)</u><br>第11条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。                                                                                    |
| 第11条～第13条 (条文省略)                                                                                                 | 第12条～第14条 (現行どおり)                                                                                                                                                      |
| (新設)                                                                                                             | <u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u><br>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 |
| 第14条～第15条 (条文省略)                                                                                                 | 第16条～第17条 (現行どおり)                                                                                                                                                      |
| <u>(議事録)</u><br>第16条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。                                  | (削除)                                                                                                                                                                   |
| 第17条～第23条 (条文省略)                                                                                                 | 第18条～第24条 (現行どおり)                                                                                                                                                      |
| <u>(取締役会の議事録)</u><br>第24条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。 | (削除)                                                                                                                                                                   |
| 第25条～第26条 (条文省略)                                                                                                 | 第25条～第26条 (現行どおり)                                                                                                                                                      |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                        | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                           |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第27条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外</u>取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> | <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第27条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（<u>業務執行取締役等であるものを除く。</u>）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> |
| <p>第28条～第34条（条文省略）</p>                                                                                                                                                                                                                         | <p>第28条～第34条（現行どおり）</p>                                                                                                                                                                                                                                         |
| <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第35条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外</u>監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>  | <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第35条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>                            |
| <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>                                                                                                                                                                                                                        | <p>第6章 会計監査人</p> <p>(<u>会計監査人の選任</u>)</p> <p>第36条 <u>当社の会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u></p>                                                                                                                                                                         |

| 現 行 定 款                              | 変 更 案                                                                                                                                                               |
|--------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新設)                                 | <p><u>(会計監査人の任期)</u></p> <p>第37条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</p> |
| (新設)                                 | <p><u>(会計監査人の報酬等)</u></p> <p>第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p>                                                                                               |
| (新設)                                 | <p><u>(会計監査人の責任免除)</u></p> <p>第39条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる会計監査人（会計監査人であった者を含む）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>                                |
| <p>第6章 計算</p> <p>第36条～第38条（条文省略）</p> | <p>第7章 計算</p> <p>第40条～第42条（現行どおり）</p>                                                                                                                               |

### 第3号議案 会計監査人選任の件

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件に、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、監査役会の決議に基づき、三優監査法人を会計監査人として選任することにつきご承認をお願いするものであります。

なお、監査役会が三優監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、同監査法人は、監査役会が規定する「会計監査人の選任等の決定の方針」に照らし合わせ、当社の会計監査人に求められる専門性、独立性及び適切性を有し、当社の会計監査が適正かつ妥当に行われることを確保する体制を備えているものと判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

|   |   |                                                                                                                                                              |
|---|---|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 名 | 称 | 三優監査法人                                                                                                                                                       |
| 事 | 務 | 所                                                                                                                                                            |
|   |   | (主たる事務所)<br>東京都新宿区西新宿一丁目24番1号 エステック情報ビル15F<br>(その他の事務所)<br>大阪市北区堂島浜一丁目4番16号 アクア堂島NBFタワー14F<br>名古屋市中村区名駅南二丁目14番19号 住友生命名古屋ビル14F<br>福岡市中央区天神二丁目14番13号 天神三井ビル2F |
| 沿 | 革 |                                                                                                                                                              |
|   |   | 昭和61年10月 監査法人三優会計社 設立<br>昭和62年7月 大阪事務所 設置<br>平成2年12月 福岡事務所 設置<br>平成8年4月 三優監査法人に名称変更<br>平成8年7月 名古屋事務所 設置                                                      |
| 海 | 外 | 事                                                                                                                                                            |
| 務 | 所 | と                                                                                                                                                            |
| の | の | 提                                                                                                                                                            |
| 提 | 携 |                                                                                                                                                              |
|   |   | 平成8年1月 BDO Binder BV (現BDO International Limited) と業務提携                                                                                                      |
| 概 | 要 |                                                                                                                                                              |
|   |   | 構成人員                                                                                                                                                         |
|   |   | 社 員 (公認会計士) 24名                                                                                                                                              |
|   |   | 職 員 (公認会計士) 76名                                                                                                                                              |
|   |   | (公認会計士合格者等) 21名                                                                                                                                              |
|   |   | (その他の職員) 35名                                                                                                                                                 |
|   |   | 合 計 156名                                                                                                                                                     |
|   |   | 関与会社 170社                                                                                                                                                    |

(平成27年7月1日現在)

以 上





